

第2号議案

足利佐野都市計画道路の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

平成30（2018）年7月19日

栃木県都市計画審議会会長

都計第97号

平成30（2018）年7月3日

栃木県都市計画審議会会長 様

栃木県知事 福田 富一

足利佐野都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

計画書

足利佐野都市計画道路の変更（栃木県決定）

都市計画道路中 3・5・101 号毛野西新井線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構造 形式	車線 の数	幅 員	
幹線街路	3・5・101	毛野西新井線	足利市 山川町	足利市 西新井町	足利市 通四丁目	約 7,300m	地表式	2車線	15.0m	JR 両毛線と立体交差 東武鉄道伊勢崎線と立体交差 幹線街路3・4・115号4丁目三重線と立体交差 幹線街路3・4・103号足利太田線と立体交差 幹線街路と平面交差17箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

足利市の交通の現状及び将来の見通しを勘案し、本案のように変更するものである。